

大阪狭山市ホームページバナー広告募集基準

ホームページバナー広告の規格

広告の規格は、以下のとおりとし、掲載位置は市長が決定するものとします。

なお、ホームページに掲載する広告の件数は、1月あたり、先着20件とします。

ホームページバナー	幅320ピクセル×高さ100ピクセル、JPEG・PNG画像
-----------	-------------------------------

広告掲載料

広告掲載料は、1枠／月につき以下のとおりとします。

ホームページバナー	10,000円(消費税及び地方消費税含む)
-----------	-----------------------

広告掲載期間

広告の掲載期間は月単位とし、複数月掲載することができます。

掲載申し込みと申込期限

広告掲載希望者は、原則、掲載希望月の30日前までに市ホームページの申込フォームから、広報広聴・人権啓発グループへ申し込んでください。

※申し込みは1か月単位とし、複数月も可能としますが、契約は単年度とするため、年度をまたぐ期間での受け付けはできません。

掲載の可否について

掲載の可否については、「大阪狭山市有料広告掲載に関する要綱」により判断します。掲載できない場合は、文書又は口頭等で広告掲載希望者へ伝えることとします。

広告掲載料の支払い

広告掲載料の支払いは、掲載希望月の15日前までに市作成の納付書による払い込み又は掲載希望月の3日前までに市が指定する金融機関口座への振り込みにより支払うものとします。なお、振込手数料が発生する場合には、広告主が負担するものとします。

掲載の取り消し

要綱第3条各号の規定に該当することが判明した場合、広告の掲載申し込み期間中であっても、広告主に通知することなく広告掲載を取り消すことがあります。また、広告掲載料も還付しないものとします。